

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	令和5年度

四日市市農業振興地域整備計画書 (案)

令和 7年 6月

三重県四日市市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第 3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 5 農業近代化施設の整備計画	13
1 農業近代化施設の整備の方向	13
2 農業近代化施設整備計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	15

3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	18
第9	付 図	19
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）	
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）（該当なし）	
別 記	農用地利用計画	19
(1)	農用地区域	
ア	現況農用地等に係る農用地区域	
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、三重県北部にあり、名古屋市から約40kmの名古屋大都市圏に位置している。市域は、北をいなべ市、東員町、桑名市、朝日町、川越町に接し、南を鈴鹿市、西を菰野町、滋賀県甲賀市に接している。また、東は伊勢湾に面して海岸低地が広がり、朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川等の河川流域にも低地が形成され、西部には台地・丘陵・山地が広がり、西端部は鈴鹿山脈の一部を成している。

本市は、これまで温暖な気候、恵まれた自然・交通条件等を背景として、石油化学コンビナートや各種産業が集積し、萬古焼・茶・そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる産業都市として発展してきている。

本市の市街地は、臨海部の低地から発展し、人口の増加や産業の発展とともに、丘陵地にも多くの住宅団地が形成され、内陸部に拡大していった。その結果、臨海部の既成市街地とその背後に住宅団地などが広がる東部地域、樹林地や優良農地が広がる西部地域、この大きく2つの地域に土地利用が分かれることとなった。

そして現在、東部地域を「都市活用ゾーン：既存の都市機能を活用しつつ、商工業などの経済活動や都市居住を進めるエリア」、農業振興地域を中心とする西部地域を「自然共生ゾーン：点在する住宅市街地や工業団地、既存集落などが既存の樹林地や優良な農地などの豊かな自然環境と共生し今後とも良好な環境を維持していくエリア」と設定し、自然と都市の調和のとれたまちづくりを進めているところである。

また、平成17年2月に楠町を編入合併し、面積206.50km²、人口約31万人となった本市は、三重県をリードし、名古屋大都市圏の一翼を担う中核都市としての取り組みを進める。

こうした中で、高齢化や後継者不足等を背景とした耕作放棄地の増加、幹線道路沿いへの開発圧力の高まり、産業施策等に関連した地域の振興上必要な開発など本市を取り巻く土地利用の課題を踏まえると、良好な土地利用を誘導する計画的な土地利用調整がますます重要となっている。

そのため今後は、関係部局との連携の中で農業振興地域制度の周知徹底と厳格な運用等を推進することにより、農業的土地利用と地域の振興上必要な様々な非農業的土地利用との整合性に留意しつつ、優良農地の確保を基本とした秩序ある土地利用の形成を図る方針である。

以上の構想に基づく用途利用と推移の構想は、次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現 在	4,736.8	78.6	1,859.7	4,990.9	11,666.0
(令和4年)	(40.6)	(0.7)	(15.9)	(42.8)	(100.0)
目 標	4,573.9	76.9	1,871.2	5,159.3	11,681.3
(令和15年)	(39.2)	(0.7)	(16.0)	(44.1)	(100.0)
増 減	△162.9	△1.7	11.5	168.4	15.3

(注) 1. 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2. ()内は構成比である。

3. △：マイナス

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

市内にある現況農用地約4,737haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約3,492haについて、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積(ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
基盤整備促進事業 区画整理(県営)	保々 小山田	0.63		0.63	
		6.07		6.07	

a 10ha以上の集团的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地 約450ha
- (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地 約315ha
- (c) その他 道路沿線、市街地としての開発が進みつつある農用地 約354ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域として設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

市内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	農業用施設の種類
ふれあい牧場	水沢町	3.8	畜舎
四日市北部温室組合	上海老町	2.3	メロン温室等
株式会社三重加藤牧場	上海老町	3.2	畜舎
計		9.3	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業の近代化に対応しうる集团的農用地の開発を進めるため、(ア)において設定する方針とした現況農用地の周辺にあり、将来農地造成及び基盤整備等が見込まれる土地について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業生産地帯は、市西部の内陸部に位置しており、市域を東西に流れる4河川（朝明川、海蔵川、三滝川、内部川）に沿って南部、中部、北部の3地域に大別できる。

南部地域は、県下でも有数の茶園地帯を有しており、その他には水田や普通畑、一部にみかん園も存在している。

茶は、本市の特産品であり担い手農家も多いことから、基盤整備や優良品種への改植を促進するとともに、茶園管理の機械化を推進し、生産体制の整備拡充を図る。

水田については、土地基盤整備事業が完了しているため、大型機械等の効率的利用、用排水条件の改良等による有効な土地利用を推進する。

畑地については、連作障害等防止のため深耕等を実施するとともに、畜産農家との連携による堆肥を還元し、地力の増進により生産性の向上を図る。

中部地域は、大半が水田地帯であり、一部に普通畑や樹園地（なし）が存在している。

水田については、土地基盤整備事業はほぼ完了しているため、今後は、米・麦・大豆等の土地利用型農業の定着を進めるとともに、期間借地によるキャベツ等の生産による農地の有効利用を図る。また、農作業受委託、農地中間管理事業等を通じて、水稻、小麦、大豆に対応する認定農業者等及び生産組織への集積を図る。

樹園地については、なしの老朽園の改良と優良品の生産拡大を図る。

北部地域についても、土地基盤整備事業はほぼ完了しており、中部地域と同様に、水稻、小麦、大豆といった土地利用型作物による営農体系を確立し、農作業受委託、農地中間管理事業等を通じて認定農業者等及び生産組織への集積を図る。

表 農用地面積の見通し

単位：ha

			農地	採草・ 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
南部地区	A-1 (水沢・小山田・内部 地区)	現況	1,363.0	0.0	0.0	17.1	1,380.1	0.0
		将来	1,363.0	0.0	0.0	17.1	1,380.1	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	A-2 (常磐・四郷地区)	現況	45.7	0.0	0.0	0.2	45.9	0.0
		将来	45.7	0.0	0.0	0.2	45.9	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	A-3 (河原田地区)	現況	29.4	0.0	0.0	0.0	29.4	0.0
		将来	29.4	0.0	0.0	0.0	29.4	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	A-4 (楠地区)	現況	113.7	0.0	0.0	0.2	114.0	0.0
		将来	113.7	0.0	0.0	0.2	114.0	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	現況	1,551.8	0.0	0.0	17.5	1,569.3	0.0
		将来	1,551.8	0.0	0.0	17.5	1,569.3	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中部地区	B-1 (県・三重・神前・ 海蔵地区)	現況	891.9	0.0	0.0	20.8	912.7	0.0
		将来	891.9	0.0	0.0	20.8	912.7	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B-2 (桜・川島地区)	現況	393.5	0.0	0.0	4.6	398.1	0.0
		将来	393.5	0.0	0.0	4.6	398.1	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	現況	1,285.3	0.0	0.0	25.4	1,312.8	0.0
		将来	1,285.3	0.0	0.0	25.4	1,312.8	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北部地区	C-1 (保々・下野・八郷 大矢知地区)	現況	520.6	0.0	0.0	4.6	525.2	0.0
		将来	520.6	0.0	0.0	4.6	525.2	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C-2 (羽津・朝明地区)	現況	86.3	0.0	0.0	0.3	86.6	0.0
		将来	86.3	0.0	0.0	0.3	86.6	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	現況	607.0	0.0	0.0	4.9	611.9	0.0
		将来	607.0	0.0	0.0	4.9	611.9	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	現況	3,444.1	0.0	0.0	47.8	3,491.9	0.0	
	将来	3,444.1	0.0	0.0	47.8	3,491.9	0.0	
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 南部地区

内部川水系に属する農用地約770haについては、水田としての団地性を有している。土地基盤整備も完了しているため、将来とも田としての利用を図る。

西部の丘陵地の樹園地約630haについては、今後も茶園として利用を図る。

西南部の畑約190haについては、団地性があり、野菜等の産地として今後も畑として利用を図る。

(イ) 中部地区

三滝川及び海蔵川水系に属する平坦部の農用地約1,080haについては、汎用化水田として既に農業生産基盤の整備も、ほぼ完了しており、大型機械化体系による営農に対応する条件を備えていることから、今後も田としての利用を図る。

川島地区に存在する丘陵地は、農地開発による畑地帯としての生産基盤の整備を行っており、今後も茶や野菜などの生産団地として約210haを畑として利用する。

(ウ) 北部地区

朝明川水系に属する農用地田約590haと畑約20haについては、土地基盤整備事業も完了しており、大型機械化体系による営農に対応する要件も備えており、今後も農地として有効利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地は、8割以上を占める水田や南部地区に集積する樹園地と畑で構成されている。

水田については、その機能を活かしつつ、麦、大豆、飼料作物をはじめ畑作物の導入、定着を図るため、地域の営農状況に応じた区画、農道、用排水路整備や客土、暗渠排水等の農業生産基盤の整備による水田の汎用化を推進する。

樹園地については、高能率な機械化作業体系の導入を可能とする区画、かん水施設、農道等の総合的な整備を進める。

いずれにしても、農地の生産性の向上と生産コストの低減を図るため、農地の大区画化や汎用化などのほ場整備を推進するとともに、ICT技術を活用したスマート農業の導入を促進させ、地域や担い手農家の営農構想に応じた農業基盤の整備を推進する。

併せて、農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮する観点から、適切な土地利用の調整に配慮し、持続可能な営農活動が行われるよう必要な支援を講じていく。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は、次のとおりとする。

(1) 南部地区

本地域の特色である畑地と樹園地の基盤整備、農道整備を検討、推進するとともに、水田地域での県営ほ場整備事業の完了した水田の有効利用を図るために、集落間の農道、排水施設の整備を実施し、優良農地の保全を図る。

(2) 中部地区

本地域は、水田地帯のほ場整備はほぼ完了しており、混住化の進行とともに、排水問題や宅地造成などによる農地の虫食い状態が進行しているため、防ぐ施策を検討するとともに、優良農地の保全に努める。

(3) 北部地区

ほ場整備事業の完了した水田の有効利用を図るために、集落道路、集落排水施設の整備を実施し、優良農地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
簡易ほ場整備	畦道の除去	市全域		1	
農道整備	農道等維持修繕	市全域		2	
ほ場整備	農道整備、用水路整備、 区画整理、 畦道の除去、パイプライン整備	小牧南		3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、約2,806haで市域の14%を占め、その大部分が民有林となっており、その管理は、粗放状態となっている。

しかし、森林は、地球環境の保全、山地の災害防止や水源涵養など、農業生産や生活環境の保全形成に重要な役割を果たしていることから、森林経営管理制度等を活用して森林の保全に取り組み、農地と周辺集落の防災に努める。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、生産調整面積の増加や農産物価格の低迷により生産意欲の減退を招き、耕作放棄、管理不十分の農用地が見受けられる。また、都市化の進行、混住化による農地管理の困難な面が発生している。

しかし、農地等には、食料の供給という基本的な機能に加え、潤いと安らぎをあたえる癒しの機能や保水機能、水源の涵養など様々な公益的な機能を有しているため、農地等の適切な管理を通じたこれら機能の一層の発揮が求められている。

そのため、農地中間管理事業等を活用して、意欲ある農家への農地集積を推進し、農用地の有効利用を図る。さらに農業以外の土地利用とも調和のとれた計画的な調整を図り、農用地の機能低下を防止する。

また、農地や農用用水等の施設の保全に関する地域の協同活動や環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取り組みについて、総合的かつ一体的に支援する多面的機能支払交付金事業を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
施設更新	排水機場更新	楠・北五味塚		1	土地改良施設維持管理事業
施設維持管理	排水機場維持管理	楠・北五味塚		2	楠町排水機場保守点検業務委託事業
〃	井堰・樋門維持管理	市全域		3	農地防災事業
多面的機能支払交付金	生態系保全景観形成	市全域		4	旧名称：農地・水保全管理支払交付金

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地の機能低下を防止するため、農業委員や地域の農地利用最適化推進員との連携により、当該農用地の利用状況の把握に努めるとともに、農地中間管理事業等を活用して認定農業者等の担い手農家への利用集積を推進することにより、農地としての有効利用を図る。

また、耕作放棄地対策や多面的機能支払交付金事業により、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。

その他にも、農村におけるアメニティーを形成する観点から、農地を利用した「芋ほり大会」や「収穫祭」など、農地を生かしたイベントを積極的に支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、約2,806haで市域の14%を占め、その大部分が民有林となっており、その管理は、粗放状態となっている。

しかし、森林は、地球環境の保全、山地の災害防止や水源涵養など、農業生産や生活環境の保全形成に重要な役割を果たしていることから、森林経営管理制度等を活用して森林の保全に取り組み、農地と周辺集落の防災に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、水稻をはじめ茶、野菜、施設園芸、畜産等地域の特色を活かした農業経営が行われており、これらの大半は第1種、第2種兼業農家であるが、この中でも地域の担い手農家として、経営規模を拡大していこうとする意欲ある認定農業者等も多く存在している。

このため、農業委員会等と連携して、農地の出し手と受け手に係る情報を収集し、農地中間管理事業等による農地の利用集積を進める。また、特に土地利用型農業については農業生産基盤整備事業を活用するなどして、生産性の向上や生産コストの低減を図り本市農業の担い手農家を育成する。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展を図るべく基本的な目標として、個別経営体においては、年間農業所得400～500万円（主たる従事者1人当りの年間労働時間1,800～2,000時間）家族経営での目標所得500～800万円を確保できる効率的かつ安定的な経営体の育成を図るとともに、これらの経営体が本市農業の生産の相当部分を担うこととなるよう、農業構造を確立する。

なお、この目標を可能とする効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、優良な農業経営の実態等を踏まえ、下表に示す18類型とした。

経営類型	規模経営 (ha)			内容	労働力 (人)
		露地	施設		
主穀中心経営	18.0	18.0	－	水稻 10ha 小麦 8ha (大豆、露地野菜等8ha)	2.5
主穀中心経営 【集落営農】	25.0	25.0	－	水稻 15ha 小麦10ha (大豆、露地野菜等10ha)	10.0
露地野菜 中心経営	3.0	3.0	－	露地野菜3ha	3.0
ハウストマト(土耕) 中心経営	0.4	－	0.4	促成栽培など0.4ha	3.0
ハウスいちご (高設)中心経営	0.4	－	0.4	高設栽培 0.4ha	4.0
施設野菜 中心経営	0.3	－	0.3	ネギ(年3回転) 温室メロンなど0.3ha	3.0
なし中心経営 【直売中心】	0.8	0.8	－	幸水、豊水など0.8ha	3.0
施設花き 中心経営	0.7	－	0.7	シクラメン (観葉植物) 0.4ha その他鉢物0.3ha	4.0
花壇苗類 中心経営	0.4	－	0.4	花壇苗(野菜苗) 0.4ha	4.5
花木類中心経営	2.6	2.6	－	さつきなど 2.6ha	3.0
茶中心経営	8.0	8.0	－	かぶせ茶8ha+買い芽3ha	7.0

経営類型	規模経営 (ha)			内容	労働力 (人)
		露地	施設		
茶中心経営 【組織経営】	30.0	30.0	-	かぶせ茶30ha+ 買い芽5ha	7.0
しいたけ 中心経営	-	-	-	菌床または原木栽培 30,000個	3.0
酪農中心経営	-	-	-	経産牛150頭 (フリーストール方式)	4.0
和牛一貫 中心経営	-	-	-	繁殖牛50頭 肥育牛120頭	2.0
和牛肥育 中心経営	-	-	-	肥育牛120頭	2.0
養豚一貫 中心経営	-	-	-	繁殖雌豚100頭 繁殖雄豚4頭	2.0
採卵鶏中心経営	-	-	-	採卵鶏50,000羽	6.0

資料；四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（令和5年10月）

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地を効率的に活用するため、産地・集落における話し合いや農家相互の協力によって中間管理機構の利用を促進する。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るうえで集落営農を積極的に進め、地域の営農状況に即したほ場整備、土地利用調整活動による農地の集団化や連担化を促進する。

特に水田農業については、農業生産基盤整備の完了とともに、ブロックローテーションによる小麦・大豆の集団転作と併せ、集落営農促進の中で農地の利用集積を推進する。

なお、効率的な土地利用を推進するにあたっては、農地中間管理事業や農用地利用改善事業等の農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用し、認定農業者等の経営規模拡大と経営安定を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（１）認定農業者、農業生産組織等の育成対策

農用地の有効利用、認定農業者等担い手農家の規模拡大、作付けの集団化、土地利用率の向上、リーダー・後継者の育成などを推進する。その推進体制として、四日市市農業再生協議会や農業委員会と連携し、農地の利用集積等を進めることで経営規模の拡大と経営の安定化を支援する。また、新規就農者の確保・育成には、農業関係団体による就農相談から就農後の営農指導までを一貫して支援するサポート体制を構築することが重要であり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による仲介、営農指導については県農業改良普及センターや農業協同組合など、関係機関が一体となって新規就農者を支え、将来、地域の中心的な経営体となる認定農業者へと育成していく。

（２）農用地の流動化対策

農地中間管理事業等を活用し、農地中間管理機構や農業委員会、農業協同組合等との連携を図りながら、農地の集団化・連担化を進め地域の担い手農家への農地の集積・集約化を推進する。

（３）農作業の受委託の促進対策

本市は、経営規模の小さな兼業農家が多数を占めており、農業機械等の投資によって生計が圧迫されている。このため、地域の担い手農家への農作業の受委託を推進して、農家の過剰投資を抑制する。

（４）地力の維持増進対策

自然環境への配慮の観点などから、環境保全型農業を推進する取組みと合わせて、水田への緑肥作物のすき込みを進めるほか、畜産農家と連携した堆肥の還元、稲わらのすき込みなど、地域における農業資源の有効活用により、地力の推進増進を図る。

３ 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、収益性の低さなどを原因として農業離れが進んでいることから耕作放棄地が増加している。そのため、食料の安定供給や農地の持つ多面的な機能の発揮に重大な支障が出るものが懸念されている。

また、農業産出額については、近年の景気の低迷や消費者ニーズの多様化による消費の伸び悩みなどから減少傾向にある。

このような中で、本市農業を持続可能なものにしていくためには、新たな付加価値の創出による他産地との差別化や販売戦略の構築が必要となっている。

さらに、安全、安心な食料の安定供給はもとより、環境に配慮した農業の展開や消費者目線を重視した販売が必要となっている。

このため、生産性の向上や高品質生産等、生産技術の向上を図るとともに、各地域の立地条件等を考慮し、各種施設の計画的導入による生産から流通に至るまでの経営の合理化や生産組織の育成、販売体制の確立を図る。

食育活動を啓蒙する生涯学習講座、食育や地産地消を広める事業が始まっており、今後もこれらの活動の支援を推進する。

(1) 南部地区

本地区の畑地域は県下でも有数の茶園地帯であり、生産性の向上を図るため大型共同製茶工場の整備、茶園管理の機械化の推進により、経営の合理化と良質茶の生産を図る。中間地帯の畑地では、土壌改良等を実施し、生産拡大と共同出荷体制の確立、生産から出荷までの合理化を図る。水稻については、農業生産基盤整備の完了とともに、機械・施設の共同利用等により、農作業の効率化並びに合理化を図る。

(2) 中部地区

本地区は、早くから農業構造改善事業等の導入を図り、農業近代化施設の整備はかなり進んでいる。今後は、水稻・小麦・大豆等のブロックローテーションによる作付地の集団化を推進するとともに、高効率機械の導入支援を行い、生産性の向上と良質米の生産を図る。畜産については、環境保全施設の整備を図る。

(3) 北部地区

本地区は水稻単作地帯であったが、土地基盤整備事業の進捗に併せて、近代化施設等の整備を図るとともに、水稻・小麦・大豆等の土地利用型農業の営農形態を確立し、農業経営の安定化を図るとともに、小麦、大豆の畑作物振興のための高効率機械の導入支援を行い、経営の合理化を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
加工 施設	食肉センター・食肉市場 修理・保守点検				(株)三重県四日市 畜産公社	1	
加工 施設	食肉センター・食肉市場 豚部分肉処理 加工施設・ せり設備システム 老朽更新				(株)三重県四日市 畜産公社	2	卸売市場 施設整備事 業
加工 施設	食肉センター・食肉市場 集荷・販売対策				(株)三重県四日市 畜産公社	3	卸売市場機 能 強化対策事 業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

人口減少や少子高齢化等の影響によって、農家数及び農業従事者数は減少傾向にある中で、将来にわたって本来の農業が持続的に発展していくためには、関係団体が連携して、優れた経営感覚を兼ね備えた経営体をより多く育成・確保していくことが重要である。

特に地域農業の担い手農家になり得る農業者には、経営規模の拡大や農地の集積、農業生産基盤の整備等を積極的に支援する。また、新規就農者については、国等の補助事業を活用して就農にかかる初期投資を支援するとともに、関係団体と連携した営農指導等を行うなど、将来を見据えた担い手農家の確保を目指し、就農前から就農後のサポートまでを総合的に支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業経営を行う上で必要となる栽培管理技術等については、県農業改良普及センター及び農協と連携を図って、農業者へ提供をしていく。

経営管理のための簿記記帳等の研修についても、農業者の要望を考慮し、研修会や講習会の実施、研修等の情報提供を的確に行う。

担い手農家の経営規模の拡大に対しては、農業制度資金による融資を推進するほか、農地中間管理事業に基づき農用地の円滑な貸付等を支援する。

労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、計画的な労働時間の平準化と短縮化を図る。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携によるヘルパー制度の活用を推進する。

作業環境については、快適で安全な作業環境を実現するため、悪臭、高温、粉塵、騒音に対応した生産施設、作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等の安全性の確保を促進する。

さらに、後継者や雇用労働者にとって魅力ある職場とするため、就業ルールの明確化や休日制、給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生などの充実を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、沿海部の石油化学コンビナート企業及び市街地の商業地域に加え、1992年頃から、内陸部に工業団地の造成を行い積極的な企業誘致に努めてきたところである。

今後も、産業施策に伴う優良企業の誘致等により、雇用の創出を積極的に推進し、安定的な就業の場を確保する方針である。

また、今後、恒常的勤務者の退職により、日雇い等の増加が見込まれるため、これら高齢者の就業機会の場の創出にも努める。

区分		従 業 地								
I	II	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		1,424	763	2,187	670	363	1,033	2,094	1,126	3,220
計		1,424	763	2,187	670	363	1,033	2,094	1,126	3,220
自営兼業		266	144	410	128	67	195	394	211	605
計		266	144	410	128	67	195	394	211	605
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇		190	101	291	90	49	139	280	150	430
計		190	101	291	90	49	139	280	150	430
総計		1,880	1,008	2,888	888	479	1,367	2,768	1,487	4,255

(注意) 資料：H17農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

2020年農林業センサスの結果では、本市の農業戸数は減少するとともに高齢化が進んでいるが、1農業経営体の経営耕地面積は増加傾向にある。

このため、引き続き認定農業者、集落営農組織等の担い手農家に対して、規模拡大、経営の多角化や法人化を推進し、経営の安定化を図る。加えて、担い手農家の経営発展に応じて、雇用を拡大できるよう支援していく。併せて、関係機関との連携の下、営農指導や農地の斡旋等に取り組むことにより、新規就農者の定着に努める。

また、農産物の生産だけでなく、加工・流通・販売までを含む6次産業化の推進により、農業従事者の安定的な就業の促進と産地の収益力の向上を進める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

恵まれた緑豊かな自然環境を維持・保全しつつ、農業振興地域の生活環境を改善することが必要であり、各地区の特性を踏まえ、生活の利便性向上や周辺の自然環境を保全するべく施設整備を推進する。

(1) 安全性

関係各機関との連携により、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などに備え、災害による被害を極力軽減するため、「四日市市地域防災計画」に基づき、地域、関係機関、行政が一体となった実践的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、「四日市市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断や耐震補強を促進する。

都市化が進展したことで農地が減少し、雨水浸透機能や保水機能が低下しており、台風などによる豪雨や局地的な大雨により被害が発生していることから、農地の保全に加え、河川の改修工事や排水路の整備、ため池の改修など、総合的な治水対策を推進する。

消防・救急業務については、都市化の発展による大規模災害、高齢化による救急需要の増加に対応するため。消防力の強化を図る。

交通安全については、ガードレールやカーブミラー、道路区画線等の交通安全施設の整備を推進するとともに、警察や関係団体との連携により、交通安全意識や交通マナーの普及啓発を推進する。

防犯については、都市化とともに生活様式が多様化し、地域における連帯感が希薄になり、犯罪抑止力が低下しており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努める。

(2) 保健性

本市のごみ総排出量は、緩やかに減少傾向にあるが、環境への負荷の低減から一層のごみの発生抑制と適正な資源化を推進する。

また、生活排水が農業生産に及ぼす影響が懸念されるため、農業集落排水施設やコミュニティプラントへの接続の推進を図るとともに、浄化槽の適正管理や合併浄化槽の設置を促進する。

(3) 利便性

本市では、経済活動を維持、発展させ、市民生活の利便性を向上させるために、広域高速道路と中心部や臨海部を結ぶ道路ネットワークを強化し、インターアクセスの向上を図るとともに、渋滞が顕著な交差点や中心部周辺のネック点の解消に必要な道路整備を推進する。

さらに、鉄道・バスなどの公共交通は、市民生活や産業活動を支える重要な役割を担っており、高齢社会の到来の中で、今後は公共交通の重要性が一層高まってくることから、これらを活用したまちづくりを目指し、歩行者や自転車にも配慮した誰もが移動しやすい交通環境づくりを進める。

(4) 快適性

公園や緑地は、子供や高齢者等に広く利用されており、地域のコミュニティーや地域の防災拠点など多様な機能を担っているため、適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。

(5) 文化性

四日市で生まれ、培われてきた文化遺産・伝統行事・伝承文化については、地域への愛着や郷土意識を生み出す重要な文化資源となっているため、市民とともに地域に埋もれた文化遺産の再発見に努める。

また、市民による文化遺産等の主体的な保護・保存、継承、活用などの活動や担い手育成などの課題解決に向けて支援を行うとともに、子供や若者が地域の文化遺産等に関心を持ち、行事の参加につながるよう、支援のあり方や仕組みを構築していく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の日照環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施策の実施などにより、健全な森林資源の維持造成を促進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図1号、7号農用地利用計画図に示す区域のうち、水色、黄色、茶色及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

ただし、農振法第10条第4項に該当する土地は含まない。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

（2）用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分	
A－1	農地（田）	：付図1号、7号に示す区域のうち水色で着色した区域の土地
A－2		
A－3	農地（畑）	：付図1号、7号に示す区域のうち黄色で着色した区域の土地
A－4		
B－1	農地（樹園地）	：付図1号、7号に示す区域のうち茶色で着色した区域の土地
B－2		
C－1	農業用施設用地	：付図1号、7号に示す区域のうち橙色で着色した区域の土地
C－2		